平成２４年（フ）第３８５号
岐阜県郡上市白鳥町石徹白第35号４番地の３
破産者　岩戸建設株式会社
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２６号
岐阜市鷺山東１丁目２番18号　ヴォアラクテⅡ202号室
破産者　野田　　誠
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４７６号
静岡県浜松市中区神田町56番地の７
破産者　袴田瓦工業有限会社
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
三重県伊勢市岩渕１丁目３番14号
破産者　中西　　靖
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
三重県伊勢市御薗町新開193番地２
破産者　有限会社西村鉄工所
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第８号
福島県福島市笹谷字出歩１番地の３　富士ハイツ11、開始決定時の住所三重県志摩市阿児町鵜方1494―12
破産者　和洲閣こと　伊藤　公和
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７０４号
京都市南区八条内田町89番地14
破産者　有限会社近畿自販
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４３５号
神奈川県平塚市大神2665番地
破産者　山本　孝美
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９９号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1062番地の７　ハウスパル103
破産者　佐藤　洋子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０９号
静岡県焼津市浜当目２丁目11番25号
破産者　望月　英明
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
奈良県磯城郡川西町大字結崎270番地の４、開始決定時の住所奈良県橿原市川西町938番地の90
破産者　丸山美津子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２５１号
東京都青梅市藤橋３―16―１第三カスヤマンション109、破産手続開始決定時の住所埼玉県和光市下新倉４丁目10番53号
破産者　竹下　勝宏
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
川崎市川崎区昭和１丁目３番16号　テオリア中條202
破産者　岡田　　勝
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３９２号
愛知県常滑市西阿野字桐畑126番地の１
破産者　森下　　彬
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３９４号
名古屋市守山区大森１丁目2113番地
破産者　長尾　勝美
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３２２号
名古屋市中村区烏森町６丁目130番地の１
破産者　柘植　　研
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８７号
兵庫県西宮市池田町２番21―103号、開始決定時の住所兵庫県西宮市池田町10番13号
破産者　坂田　義美
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
島根県出雲市湖陵町大池1772番地３
破産者　石飛　洋一
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第８７号
佐賀県唐津市湊町711番地
破産者　福山　浄信
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部